

豊中市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、猫よけ器を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害に対する猫よけ器の効果について確認を希望する市民とする。

（貸出申込み）

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、猫よけ器（超音波発生装置）借用書（別記様式）を市長に提出し、猫よけ器の貸出しを受けるものとする。

（貸出期間）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から15日以内とし、原則として延長は認めない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1人あたり1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に際し、必要な電池等にかかる費用に関しては、借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- （1）猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- （2）猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- （3）猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- （4）猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- （5）猫よけ器を使用した後は、清掃すること。
- （6）貸出期間を厳守すること。
- （7）市が返却を求めた場合は、直ちに返却すること。
- （8）その他市長が指示した事項。

（損害賠償）

第8条 借受者の責めに帰すべき理由によって猫よけ器を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた

損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、猫よけ器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）12月1日から施行する。